平成２６年（フ）第１９４号
福井市三十八社町701番地　県営杉の木台団地９―104
債務者　松田　裕也
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６３号
愛知県愛西市須依町元屋敷155番地３
債務者　谷口　優希
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１００号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区８棟402号
債務者　小本　国代
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３８号
名古屋市千種区今池３丁目１番６号　サンファミリオ千種501号
債務者　星川圭子こと　金　　貞順
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７号
青森県五所川原市大字米田字八ツ橋128番地８
債務者　田沢　庸光
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
青森県五所川原市大字米田字八ツ橋128番地８
債務者　田沢ミツ子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅11―12
債務者　古川　高雄
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
青森県むつ市大畑町本町81番地
債務者　澤田　　佐
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
青森県東津軽郡平内町大字盛田字堤ケ沢126番地
債務者　菊地美保子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
青森県むつ市金曲１丁目１番５号　ワンルーム高美103号
債務者　奥島真紀子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
青森市桂木３丁目29番地２
債務者　相馬　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
青森市桂木３丁目29番地３
債務者　相馬　孝行
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
青森市桂木１丁目９番３号　テラスココパームス12号
債務者　工藤よしゑ子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
青森県むつ市大平町９番10号　小野寺借家
債務者　酒井　武雄
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
青森県むつ市小川町１丁目12番17号　工藤ハイツＤ
債務者　横垣　敦子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
青森市久須志２丁目３番８号　斉藤方
債務者　松島　　博
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
青森市大字大野字片岡11番地８　笹谷荘10号
債務者　川村　正輝
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係